第120回月例会

日時: 2006年5月22日(月) 18時30分から20時まで

講演テーマ:「新 JIS の概要とシステム監査」

講演者:財団法人 日本情報処理開発協会 プライバシーマーク推進センター

副センター長 関本 貢氏

会場:中央大学駿河台記念館

参加人数:

報告者:一村 義夫 (6005)

1. 講演要旨

#### (1) プライバシーマーク制度

着実に実績を伸ばしている。2006年3月31現在、3,508社が取得。2005年4月の個人情報保護法全面施行の影響が大きい。指定機関も10団体になった。業界団体が主体だったが、九州、中部、関西の3地域に地域主体の新しい機関ができた。これにより、地方の事業者にとって、審査員の旅費等実費負担が軽減される。また、申請時に要求される欠格事項への非該当判断について、透明性を高めるため、JIPDECのホームページに関連情報が公開された。法人単位の申請が条件である。申請時に教育研修実績記録、監査記録は必須であるが、CP見直しの実施までは、要求していない。

### (2)新JIS対応

プライバシーマーク審査機関の書類調査項目が 1999 年版の 60 項目から約 2 倍 (120 項目前後か?)になり、現地調査項目が 1999 年版の 49 項目から約 4 倍 (200 項目前後か?)になった由。新 JIS は、個人情報保護法への適合性を確保しているだけでなく、個人情報保護法より厳しい内容(個人情報は、生存者に限定しない。取扱件数に制約なし。PDCAなど)を規定している。

(3) 改正までの動き

個人情報保護法及び各省庁のガイドライン発行が大きな影響を与えた。

## (4) 改正のポイント

改正のポイントは、6 つある。①個人情報保護法の概念の導入・明確化(本人の同意なしに第三者提供を行う措置。従業者の監督。委託先の監督。開示対象個人情報) ②保護法の用語に統一(本人。情報の提供を受ける者。取得。取扱の委託)、③1999 年版の継続(変えないもの。直接書面取得時の同意原則。特定の機微な個人情報取得の制限)、④PDCA サイクルの明確化(ISO Guide 72 準拠。他のマネジメントシステム規格との構造上の整合性確保)、 ⑤プライバシーマークの運用実績を踏まえ審査事項を明確化(リスクの認識・分析及び対策。緊急事態への準備。個人情報保護マネジメントシステム文書。是正処置及び予防処置)、⑥CPから個人情報マネジメントシステムへ名称変更、である。

## (5)新設された要求事項

9項目が新設された。①緊急事態への準備、②運用手順、③本人にアクセスする場合の

措置、④提供に関する措置、⑤従業者の監督、⑥委託先の監督、⑦記録の管理、⑧運用の確認、⑨是正処置及び予防処置、である。

# (6) 改正ポイントと対応

全部で12項目についての説明があった。旧JISでプライバシーマークを取得している事業者は、いろいろ注意が必要である。次項2の講演内容で報告する。

①保護方針関係、②リスク認識・分析関係、③資源・役割・責任・権限関係、④内部規程関係、⑤取得関係、⑥目的外利用関係、⑦本人へのアクセス関係、⑧提供関係、⑨緊急事態への対応関係、⑩従業者監督への対応関係、⑪委託先監督への対応関係、⑫運用確認への対応関係、である。

### (7) 新 JIS への移行計画

2006年5月の新JIS制定を基点に30ヵ月を経過すると旧JISの適用は廃止される。2008年11月までに新JISへの移行を完了しなければならない。

## 2. 講演の内容

旧 JIS でプライバシーマークを取得している事業者が新 JIS 準拠の個人情報保護マネジメンシステムへ移行する際の必要な対応について説明があった。以下、その内容である。他は、割愛する。

- ①保護方針関係:理念の明確な記述。目的外利用に関する記述。苦情及び相談に関する記述。 述。
- ②リスク認識・分析関係:目的外利用防止対策を講じる手順の確立・維持に関する記述。 リスクに関する記述の追加。個人情報の取扱いの各局面におけるリスク云々の表現の追加。 残存リスクの把握・管理
- ③資源・役割・責任・権限関係:個人情報保護管理者の社長への運用状況報告に関する記述追加。
- ④内部規程関係:新 JIS への対応。手順の文書化。内部規程は、リスク分析、分析及び対策をベースに規定化。
- ⑤取得関係:間接収集の概念がなくなった。通知項目の追加。「書面による明示」の記述。 ただし書きの内容に関する記述追加。本人から直接書面によって取得する場合以外の方法 による取得に関する規定の追加。
- ⑥目的外利用関係:ただし書きの新 JIS への対応。
- ⑦本人へのアクセス関係:通知事項の追加他。
- ⑧提供関係:通知事項の追加他。
- ⑨緊急事態への対応関係:規定の追加。
- ⑩従業者監督への対応関係:規定の追加。
- ①委託先監督への対応関係:契約条項の新 JIS への対応。
- ②運用確認への対応関係:規定追加。
- 3. 質疑

(若干質疑応答があったが、記録を取っていない。)

## 4. 所感

講師は、肩書きのとおり、わが国のプライバシーマーク制度の権威である。今回の月例会は、2006年5月20日の新JIS (JIS Q 15001:2006)の発行直後であり、参加者が大きな期待を寄せたタイムリーな演題、適切な講師の選択であった。講演内容は、参加者の期待を裏切らない充実した内容であり、参加者の新JISへの理解が一気に深まったように思う。月例会担当理事他関係者の御尽力に感謝する。

プライバシーマーク審査機関の書類調査項目が 1999 年版の 60 項目から約 2 倍になり、現地調査項目が 1999 年版の 49 項目から約 4 倍になったという話があったが、審査項目の大幅増加は、審査員及び審査を受ける事業者へ大きな影響が出る。すでに旧 JIS でプライバシーマークを取得している企業が新 JIS 準拠に移行したときの最初の監査では、適合性監査が必須であり、また、運用監査についても、監査する側、被監査部門ともに、負荷の増大が予想される。今後、当協会の活動で、新 JIS 対応の実務書が出版される他、セミナーや研究発表が活発に行われ、新 JIS 対応の渦中にある当協会会員に有益な情報が発信されることを期待する。演題にある、「・・・・システム監査」については、プライバシーマークの運用実績を踏まえた、監査業務に関するコメントが聞けることを期待したものの、残念ながらそれはなかった。

以上